

## 官公需施策について

商工労働部産業政策課

### 1 「官公需」とは

「官公需」とは、国や地方公共団体がそれ以外の者（民間企業）に対し、有償で行う物件、役務、工事の発注のことをいいます。

### 2 「官公需施策」の趣旨

中小企業の振興を図るためには、中小企業の近代化、高度化などを推進し、中小企業者の経営体質を強化して競争力を高めることが重要ですが、併せて中小企業者の事業活動を活発なものとするため、中小企業の供給する物件などへの需要の増進を図ることも重要な方策です。

特に、国や地方公共団体が行う物件などの調達は、金額が大きく、種類も豊富であり、さらに取引条件も一般の取引に比べて支払い条件などが有利であることから、これについて中小企業者の受注機会の増大を図ることは、中小企業者に対する需要増進策の有力な手段となっています。

また、「官公需適格組合」（後述 4）をはじめとする組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならないとされ、こうした組合を活用して中小企業者の受注機会の増大を図ることとしています。

### 3 根拠法令

#### 中小企業基本法（抄）

#### 第 21 条（国等からの受注機会の増大）

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）（抄）

#### 第 3 条（受注機会の増大の努力）

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

#### 第 4 条（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

#### 4 官公需適格組合

組合を契約の相手方とするメリットは、個々の中小企業では発注不可能なものでも発注できること、また、分離・分割発注と同様の効果が得られることがあります。特に、組合のなかでも官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施しうる経営基盤（組織体制、財政状況）が整備されたものに対し、中小企業庁が申請に基づき証明するのが「官公需適格組合」です。

また、「官公需適格組合」は、競争入札参加資格審査に当たり、総合点数の算定方法に関する特例が設けられています。

#### 5 長野県内の官公需適格組合の設立状況（平成 20 年 3 月末現在）

組合名	所在地	受注品目
上田市上下水道事業協同組合	上田市	管工事
協業組合上田車検センター	上田市	普通、小型自動車分解整備事業
塩尻市水道事業協同組合	塩尻市	水道施設検針・検査業務
諏訪市水道温泉事業協同組合	諏訪市	管工事
長野県事務機販売事業協同組合	長野市	事務用機器販売業
協同組合長野シーアイ開発センター	長野市	企画、デザイン、調査及びソフトウェア開発業
長野市水道工事協同組合	長野市	管工事
松本市水道事業協同組合	松本市	管工事

#### 6 長野県の官公需施策の取組み

##### （１）「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知

毎年、国が官公需法に基づき定めている「中小企業者に関する国等の契約の方針」を各部署、現地機関、市町村等に通知し、周知を図っています。

##### （２）県の発注時における協力・要請

各部署の発注時において、中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、通知により協力を要請しています。